

第9回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年2月14日(水) 午前9時30分から10時00分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員(22人)

農業委員

- 1番 埤田 定
- 2番 熊野 茂公
- 3番 宮内 昭寿
- 4番 河村 晴夫
- 5番 小林 勉
- 6番 田村 尚利
- 7番 出穂真奈美
- 8番 鬼武 敬子
- 9番 繁本 武紀
- 10番 藤本 準一
- 11番 山本 忠男
- 12番 田村 耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

- 1番 小田 博
- 2番 城 俊治
- 3番 末岡 博
- 4番 國弘 久男
- 5番 西村 隆裕
- 6番 秋山 孝
- 7番 西岡 正信
- 8番 弘田 靖
- 9番 久保田 等
- 10番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員 (0人)

農地利用最適化推進委員 (0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

議長

みなさんおはようございます。

只今から第9回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、6番 田村 尚利 委員、7番 出穂 真奈美 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の森重係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。

議案は1ページです。今月の申請は4件でございます。

それでは、別紙「位置図」、第3条をお開きください。議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、番号1番から4番まで譲受人が同一になりますので、合わせてご説明申し上げます。

譲受人は、住所地が市内牛島の方です。

譲渡人は、番号1は市内虹ヶ丘に、番号2は同じく市内室積中央町に、そして番号3は共有で横浜市、名古屋市に、番号4は福岡市にお住まいの全て個人です。

まず、申請地ですが議案1及び3号が室積出張所から東に約1km、室積東ノ庄のそれぞれ1筆で地目は田、面積は378㎡と1,690㎡です。次に番号2ですが、室積出張所から東に約5kmの五軒家地区の2筆で田が1,367㎡、畑465㎡です。番号4は牛島内で牛島出張所から東に200mの畑2筆、面積は合わせて334㎡で全筆自作地です。

譲渡の理由ですが、譲受人が飼育している馬の飼料を栽培する農地、また、自宅周辺で野菜・花卉の栽培を行うための農地を探していたところ、遠方にお住まいであったり、相続はしたが耕作・管理が行えず遊休

地化し譲渡先を探しておられた譲渡人が所有する農地の紹介があり、双方の希望が合致し有償での譲渡となったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所有、耕作している農地は、自宅から近距離であり、利便性が高く、又、農機具の確保の状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると判断いたします。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、これも、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると判断いたします。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、今回取得される農地も含めて本市の下限面積要件である30アールは充分満たしております。

続いて第6号の「転貸禁止要件」については、該当いたしません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものではありませんので、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

なお、この件については地区担当委員の繁本・尾崎両委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 繁本・尾崎委員、補足説明をお願いします。

9番, 推進 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員として
10番 には特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 2 号に入ります前に、田村 尚利 委員につきましては、本件事案が「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定による「議事参与の制限」の関係があるため、一時退席をお願いします。

(田村 尚利 委員 退席)

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定について」です。

議案は 1 ページです。今月の申請は 2 件でございます。

それでは、別紙「位置図」、第 5 条の番号 1 をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、議案第 2 号の番号 1 番です。本件は、使用貸借権の設定に伴う転用許可申請となっております

申請者は、譲渡人は三井地内に、譲受人は申請地の隣にお住まいです。申請のあった土地は、周防支所より南に約 2.2 kmの大字立野地内にある 1 筆で、地目は田、面積が 263 m²の自作地です。父親所有の土地を借受け、息子さんが自己用住宅 1 棟の建築を計画されているものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準で

す。

それでは「農地の区分」です。本件については、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないため第2種農地となり、他に代わりとなる土地がない場合許可されるとなっております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等を審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅建築ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、資金計画書等の確認から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これには該当しません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、これも該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると判断します。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、被害防除計画書の内容等から判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては、久保田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長

久保田委員、補足説明をお願いします。

推進9番

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、委員としては特に問題ないと考えております。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第2号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号の1番は原案のとおり決定いたしました。ここで、田村 尚利 委員に入場していただきます。

(田村 尚利 委員 入場、着席)

田村 尚利 委員に報告します。議案第2号の1番は原案のとおり決定いたしました。続いて議案第2号の2番の説明をお願いします。

事務局

それでは、続きまして議案第2号の番号2番です。

本件は前回総会で承認いただきました、大字東荷地内の自己用住宅建築に係る事案です。

承認を頂いたのち資金計画に変更が生じた旨申し出があり、改めてその内容を審査する必要があることから、前回の申請を1月25日付けで一旦取下げていただきました。

この度、改めて金融機関からの融資計画が整いましたので1月末付けで再申請されたものです。

変更後の資金計画について審査した結果、問題なしと判断いたしました。

なお、事業の計画については何ら変更がないことから、その他、検討事項についての説明は省略させていただきます。さらに、現地等の再調査についても実施しておりません。

以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第2号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号の2番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして報告事項についてご説明申し上げます。議案の2ページをご覧ください。

まず、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、7件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長により受理いたしました。

続いて、報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」です。

地目変更登記申請がされ、現登記地目が田（農地）であるため農地法の適応を受けるものか、否かについて、山口地方法務局周南支局より当農業委員会に照会がされたものです。

照会の件数は1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

担当委員3名と事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、その旨回答いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長

只今の報告第1号と第2号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第9回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成30年2月14日開催の第9回光市農業委員会総会の議事録である。

平成30年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印